

「住むひと」にも、「貸すひと」にも、限らない安心を。



日本賃貸保証とは

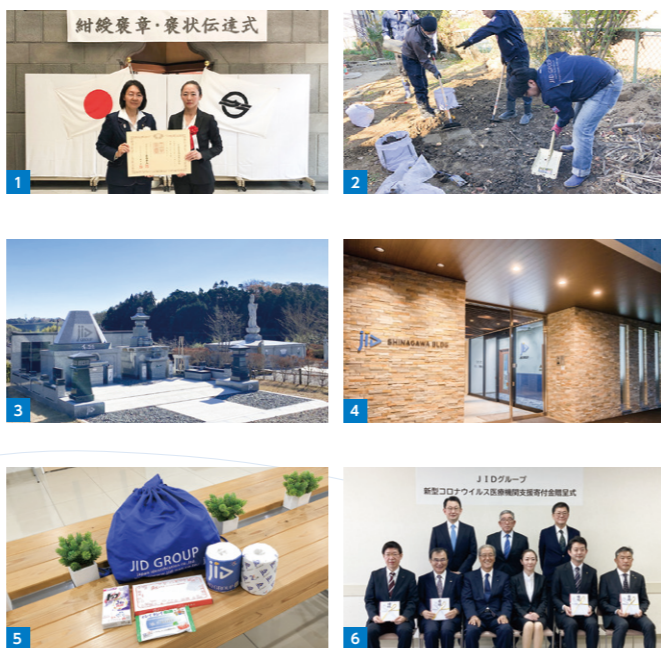
私たちJID日本賃貸保証株式会社は、「公平で公正な社会づくりへの貢献」を理念にかかげ平成7年(1995年)に創業し、「賃貸保証システム」を立ち上げたパイオニア企業です。

職業、国籍、様々な環境で賃貸物件に入居したい方々に対する偏見により、スムーズにお部屋を決めることが困難な時代を変えるべく、これから日本がグローバル化や多様化を意識し、自立した契約社会を目指す事を目的に賃貸保証業を開始しました。

日本賃貸保証株式会社
本社(千葉県木更津市)



JID GROUPの取り組み



- 1 被災地への寄付
- 2 災害ボランティア活動
- 3 無縁仏供養塔
- 4 路面店展開
- 5 ノベルティ製作・プレゼント
- 6 医療者支援
- 7 コロナ支援プロジェクト
- 8 飲食店・小売店支援

その他、JID財団の設立やNPO法人Standard Opinion Society (SOS)の設立など、人々が安心して生活できる社会環境を提供する企業としてさまざまな取り組みを行っています。また、JID GROUPの売上の一部は、支援を必要とする団体や被災地支援として寄付をさせていただいております。

その他取り組みや詳細については、
右記QRコードよりご覧ください。



賃貸保証システムとは

連帯保証人に頼らなくても、
賃借人様(ご契約者様)の信用を保証し、
スムーズにお部屋を借りられる
安心と信頼のシステムです。



JIDは、賃貸保証のスタンダードへ。
国籍・職業・世代・性別を超え、賃貸生活を送る
多くの皆さまの快適な生活をサポートしています。

JID基本の保証内容



コンサルティングを軸に、賃貸生活で生じる可能性のある問題を解決するための基本保証です。お客さまのニーズにお応えできるプランをご用意しています。

サポート体制

▼ 各種お問い合わせ



▼ JID拠点一覧



Japan Identification

- 商品リーフレット -





保証商品	トリオ	トリオ A	トリオ B	トリオ Z		トリオ Trust		トリオ Trust 分割型イプラス	
保証料	通常 初回 (更新)	通常 初回 (更新)	通常 初回 (更新)	通常 初回 (更新)	分割 初回 (月額)	通常 初回 (更新)	分割 初回 (月額)	分割 初回 (月額)	
住居用	30% (30%/2年)	30% (30%/2年)	40% (30%/2年)	50% (30%/2年)	50% (1.0%)	50% (30%/2年)	30% (1.5%)	50% (1.0%)	50% (1.5%)
事業用	80% (30%/2年)	80% (40%/2年)	—	100% (50%/2年)	80% (2.5%)	100% (50%/2年)	80% (2.5%)	—	
住居用 (学生プラン)	—	—	—	—	12,000円 (1.0%)	10,000円 (10,000円/年)	8,000円 (1.5%)	12,000円 (1.0%)	—
駐車場 トランクルーム	100% (20%/年)	80% (40%/年)	—	100% (50%/年)	80% (2.5%)	100% (50%/年)	80% (2.5%)	—	
最低基準賃料 <small>※駐車場・トランクルームは商品により異なりますので、JID 営業担当にご確認ください。</small>	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	
振替日	—	毎月27日 (翌月分賃料)	毎月27日 (翌月分賃料)	毎月27日 (翌月分賃料)	毎月27日 (翌月分賃料)	毎月27日 (翌月分賃料)	毎月27日 (翌月分賃料)	毎月27日 (翌月分賃料)	
送金日	—	振替日の5営業日後 <small>※振替ができた賃料等のみ送金</small>	振替日の5営業日後 <small>※振替ができた賃料等のみ送金</small>	振替日の7営業日後	振替日の7営業日後	毎月末日	毎月末日	毎月末日	
集送金手数料	—	330円 (税込)	330円 (税込)	330円 (税込)	330円 (税込)	330円 (税込)	330円 (税込)	330円 (税込)	
保証範囲	—	—	原状回復費用保証 (賃料等1ヶ月分相当額)	【住居用のみ付帯】 原状回復費用保証 (賃料等2ヶ月分相当額) 室内死亡保証 (賃料等6ヶ月分相当額) ※50万円を上限とします。	—	【住居用のみ付帯】 原状回復費用保証 (賃料等2ヶ月分相当額)	—	原状回復費用保証 (賃料等2ヶ月分相当額) 賃借人事故対応費用保険	

● 月額賃料等 (賃料/管理費/共益費等) ● 残置物撤去/保管/廃棄費用 ● 明渡訴訟関係費用

※ 賃借人の責に帰すべき事由 (逮捕勾留・転貸・死亡等) や管理移管、賃貸人変更により、保証が終了することはございません。

JIDは『賃貸保証のパイオニア』として、退去の日まで責任を持ってご対応いたします。

(管理移管、逮捕勾留、死亡等の理由により、JIDの保証が終了することはありません。)

※物件または用途が「貸地」・「倉庫」・「工場」の場合は対象外となります。 ※保証期間は賃貸借契約書に記載の期間と同一となります。 ※賃料等が最低基準賃料を下回る場合、最低基準賃料から保証料金額を算出ください。
 ※保証期間を1年追加する場合、上記保証料率に0.5倍を加算して算出します。 ※1年間のご利用実績に応じて代理店手数料が変動する場合がございます。
 ※振替日：金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 ※送金日：金融機関が休業日の場合は前営業日となります。 ※毎月27日に振替ができなかった場合は、再請求事務手数料330円(税込)がかかります。
 ※保証債務等の限度額は、原賃貸借契約等記載の月額賃料等相当額により異なります。また、保証契約違反等の理由により保証できない場合がございますので、JIDの保証約款を必ずご確認ください。
 ※未納賃料等(原状回復費用等)の保証金支払請求がある場合は、ご契約者様と相違が生じないよう原則JIDの立会いが必要となります。(リモートでの立会いも可能です。)
 ※室内死亡保証については、賃貸住宅内での死亡事故(独居死、自殺または犯罪死)が発生した際の物件価値毀損弁済金として、JIDが認めた場合のみ保証対象とします。
 ※トリオ Trust 分割型イプラスのご利用には、別途願書等のご提出が必要となります。 ※賃借人事故対応費用保険については、予告なく内容変更または解除をする場合がございます。

賃貸保証委託約款
及び保証約款

